

業日)までに甲の指定する銀行口座へ現金振込みにて支払うものとする。尚、振込手数料は乙の負担とする。

(1) 入社後 1 ヶ月以内での退職 人材紹介サービス料金の 80%

(2) 入社後 3 ヶ月以内での退職 人材紹介サービス料金の 50%

(3) 入社後 6 ヶ月以内での退職 人材紹介サービス料金の 10%

2. 前項の定めは、甲が採用決定者を採用する際に、直前になって求人票記載事項と異なる労働条件で雇用契約の締結をした場合、若しくは、締結を求めたために直後に当該採用決定者が退職した場合、または、入社直後に、求人票の内容と異なる労働条件の変更を求めたために当該採用決定者が退職に至った場合、若しくは、入社直後であっても雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより当該採用決定者が退職に至った場合、会社都合により退職に至った場合、当該採用決定者が死亡した場合、天災事変などの不測の事態の場合等には適用されず、乙は、前項の返金義務を負わないものとする。また、前項に定める退職理由に該当する場合であっても、甲が乙に対して行う当該採用決定者の退職報告が退職日から 1 ヶ月以上経過した場合には、前項に基づく返金の対象からは除外されるものとする。

第 8 条【労働条件の確認】

1. 甲は、第 3 条第 1 項に基づき応募者の採用を決定した場合、当該応募者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書を甲の責任において交付し、甲および当該応募者との間で雇用契約を締結する。
2. 応募者と委任契約、準委任契約、請負契約その他これらに準ずる契約を締結した場合についても、本契約事項を準用して適用するものとし、第 5 条に基づく人材紹介サービス料金が発生するものとする。

第 9 条【差別的取り扱いの禁止】

甲は、第 3 条第 1 項に定める採用選考の際、乙が紹介した応募者を性別、年齢その他属性により差別的に取り扱ってはならない。

第 10 条【法令遵守】

甲は、採用に際し、各種労働法令を含む法令を遵守し、労働者の保護に努めなければならない。乙は、必要に応じて、甲に対し、法令遵守に関する助言を行うものとする。

第 11 条【応募者の併願】

甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する可能性があることを予め承諾するものとする。

第 12 条【応募書類の作成責任】